

熊本県高等学校等就学支援金交付要項

(趣旨)

第1条 知事は、私立高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、私立高等学校等に在学する生徒等に対し、熊本県高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）を交付するものとし、その交付については、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）及び熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

(交付の対象及び交付額)

第2条 就学支援金は、法第2条に規定する高等学校等（国、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人の設置する学校を除く。）の生徒等で、法第4条の規定により就学支援金の支給を受ける資格を有することについての認定を受けた者に対して交付する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する者で、就学支援金の支給を受ける資格を有することについての知事の認定を受けた者に対しては、法の例により就学支援金を交付することができる。

(1)法第3条第2項第2号に該当する者。ただし、就学支援金を支給することが、私立高等学校等における教育に要する経費に係る生徒間の負担の公平の観点から相当でないとい認められる特別の事由があると知事が認める者を除く。

(2)知事が就学支援金を支給することが相当であると特に認める者

3 就学支援金は、前2項に定める者（以下「受給権者」という。）から就学支援金の支給に必要な事務手続を委任された学校の設置者（以下「学校設置者」という。）が代理受領し、受給権者の授業料に係る債務の弁済に充てることとする。

4 就学支援金は予算の範囲内で交付するものとし、その額は、法第5条第1項及び第2項の規定により算定した額とする。

5 第2項に規定する知事の認定を受けようとする者に係る受給資格の申請は、（県費分）高等学校等就学支援金受給資格認定申請書（様式1-2）に保護者等の課税証明書等を添付し、学校設置者を通じて、知事に提出することによって行うものとする。

6 第2項に規定する知事の認定を受けた者に係る収入状況に関する届出は、（県費分）高等学校等就学支援金収入状況届出書（様式1-2）に保護者等の課税証明書等を添付し、学校設置者を通じて、知事に提出することによって行うものとする。

(交付の申請)

第3条 規則第3条第1項の規定による申請は、学校設置者が行うものとし、就学支援金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添付し、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(1)就学支援金交付申請額内訳（別記第2号様式）

(2) その他知事が必要と認める書類

- 2 規則第3条第3項の規定により、申請書若しくは添付書類に記載すべき事項又は添付すべき書類のうち省略することのできるものは、同条第2項第1号、第2号及び第3号に掲げる事項とする。

(交付の決定)

- 第4条 規則第6条の規定による就学支援金の交付決定の通知は、就学支援金交付決定通知書(別記第3号様式)により、学校設置者に対して行うものとする。

(交付決定の変更)

- 第5条 規則第7条第1項の変更事由は、就学支援金の交付額の算定に用いた数の変更、錯誤及び交付決定以降に生じた受給権者の状況の変化により、就学支援金の交付額に変更を生じる場合とし、変更交付申請は、就学支援金変更交付申請書(別記第4号様式)に就学支援金変更交付申請額内訳(別記第5号様式)を添付し行うものとする。
- 2 規則第7条第3項において準用する第6条の規定による変更の決定通知は、就学支援金変更交付決定通知書(別記第6号様式)により、学校設置者に対して行うものとする。

(申請の取下げ)

- 第6条 規則第8条の規定により申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日までにその旨を記載した書面を知事に提出するものとする。

(実績報告)

- 第7条 規則第13条の規定による実績報告は、就学支援金に係る実績報告書(別記第7号様式)に就学支援金実績報告額内訳(別記第8号様式)を添付し行うものとする。
- 2 前項の実績報告書の提出期限は、事業完了若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は就学支援金の交付決定のあった年度の3月15日のいずれか早い期日とする。

(交付額の確定)

- 第8条 規則第14条の規定による就学支援金の交付額の確定通知は、就学支援金確定通知書(別記第9号様式)により学校設置者に対して行うものとする。

(就学支援金の請求等)

- 第9条 就学支援金は、概算払いを行うことができるものとする。
- 2 就学支援金の交付決定を受けた学校設置者が、就学支援金を請求する場合は、就学支援金請求書(別記第10号様式)を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(証拠書類の保管)

第10条 規則第23条に規定する別に定める期間は、就学支援金の支給の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年とする。

(雑則)

第11条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要項は、平成22年7月7日から施行し、平成22年4月1日から適用する。
- 2 平成24年7月から平成25年6月までの就学支援金に係る第2条第4項の規定の適用については、同項中「算定した額」とあるのは、「算定した額(保護者等(公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令(平成22年政令第112号。以下「法施行令」という。)第4条第2項各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者をいう。以下この項において同じ。)の平成24年度分の市町村民税所得割(地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。以下この項において同じ。)の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)をいう。以下この項において同じ)の額(保護者等が2人以上いるときは、その全員の市町村民税所得割の額を合算した額)が51,300円未満である受給権者(保護者等(保護者等が2人以上いるときは、その全員)が当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有する者である受給権者に限り、法施行令第4条第3項各号に掲げる者及び第2条第2項各号に該当する者を除く。)に対する就学支援金にあっては、当該受給権者の支給対象高等学校等(法第6条第1項に規定する支給対象高等学校等をいう。)についての法施行令第3条各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額に当該額の2分の1に相当する額を加えた額)」とする。

附 則(平成26年4月1日一部改正)

- 1 この要項は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成26年3月分以前の月分の高等学校等就学支援金の支給については、なお従前の例による。
- 3 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第90号。以下「改正法」という。)の施行の日前から引き続き高等学校等(改正法による改正前の公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律第二条第一項に規定する高等学校等をいう。)に在学する者に係る改正法の施行の日以後の高等学校等就学支援金の支給については、なお従前の例による。

附 則(平成27年4月1日一部改正)

- 1 この要項は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成26年3月分以前の月分の高等学校等就学支援金の支給については、なお従前の例による。

- 3 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第90号。以下「改正法」という。）の施行の日前から引き続き高等学校等（改正法による改正前の公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律第二条第一項に規定する高等学校等をいう。）に在学する者に係る改正法の施行の日以後の高等学校等就学支援金の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成30年12月27日一部改正）

- 1 この要項は、平成30年12月27日から施行する。
- 2 平成26年3月分以前の月分の高等学校等就学支援金の支給については、なお従前の例による。
- 3 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第90号。以下「改正法」という。）の施行の日前から引き続き高等学校等（改正法による改正前の公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律第二条第一項に規定する高等学校等をいう。）に在学する者に係る改正法の施行の日以後の高等学校等就学支援金の支給については、なお従前の例による。